生徒会選挙規定

1　生徒会長選挙は選挙管理委員会の管理運営により下記の要領で行う。

①　生徒会長、副会長、書記、各委員長選挙は毎年 12 月選挙管理委員会の公示により行う。

②　選挙は 12 月末に所定の用紙によって全会員の投票により行う。

2　選挙管理委員会は学級委員会をもって構成し、選挙管理委員長は学級委員長が兼任する。ただし、選挙管理委員が立候補する場合当該学級より補充する。

3　選挙管理委員会は、12 月中頃までに選挙公示を行い、立候補受付け終了後、投票日までに立会演説会を開く。

4　選挙管理委員会は投票後直ちに開票を行い、投票結果の集計、検討を行う。その結果、複数立候補者がいた場合は最高得票者を、また立候補者が 1 名の場合は、全会員の半数以上の得票を得た者を選出する。選挙結果は職員会議の報告をもって、学校長の承認を得、全会員に報告する。

5　選挙管理委員会は生徒会長・副会長の決定及びその承認後解散する。
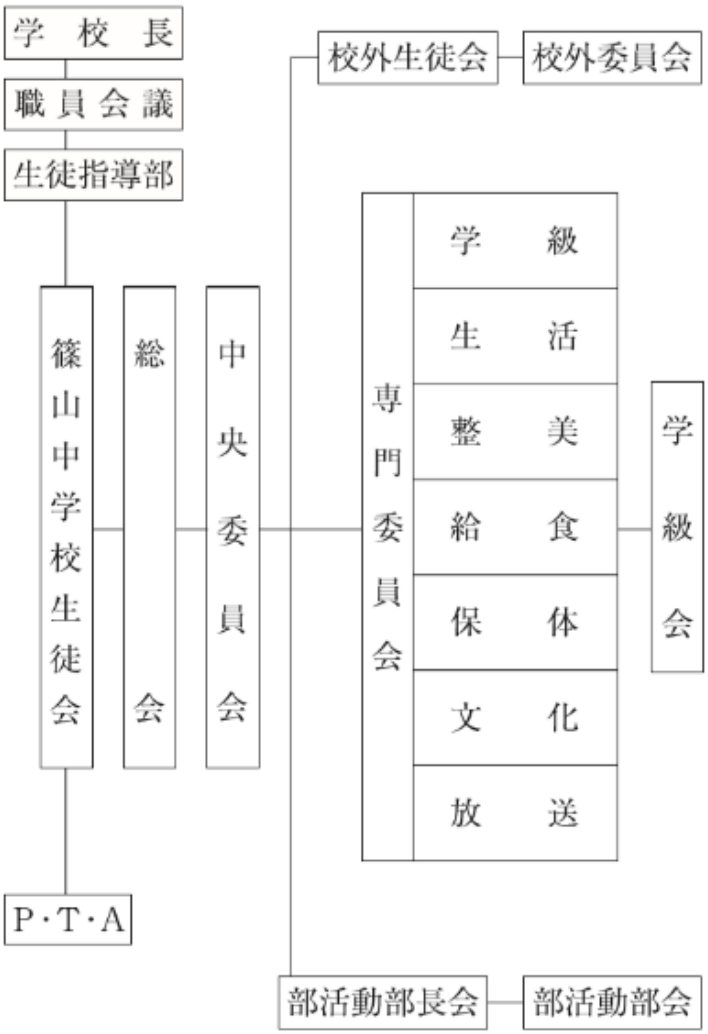
生 徒 会 機 構